

決算特別委員会



一般会計決算等審査特別委員会委員名簿（議席順）

委員長	大石 香	（鎌倉前進の会）
副委員長	小野田 康成	（夢みらい鎌倉）
委員	水上 武史	（公明党鎌倉市議会議員団）
	津野 てるひさ	（公正と法）
	岡崎 修也	（鎌倉前進の会）
	武野 裕子	（日本共産党鎌倉市議会議員団）
	中村 てつや	（立憲民主党鎌倉市議会議員団）
	志田 一宏	（自民党・無所属の会）

決算関係議案の提案

9月9日に開催された本会議において、一般会計決算等7議案が提案されました。

決算特別委員会の設置

議会は、9月9日の本会議において、各会派から選出され

た委員8名（委員名簿参照）からなる令和7年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算等審査特別委員会（以下「決算特別委員会」という。）を設置し、これら7議案の審査を付託しました。

決算特別委員会における審査

決算特別委員会では、9月9日、16日、17日、18日、24日、25日および29日の7日間にわたり、審査を行いました。

一般会計決算等7議案に関し、予算審査における議会からの指摘事項の反映状況や、第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画の諸施策の進捗状況などを中心に、予算の適正な執行と、その行政効果について担当部課等への質疑を行うとともに、重要課題については市長に出席を求め、その見解をたしました。

その後、採決を行い、一般会計、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、国民健康保険事業特別会計および公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出決算は、多数の賛成により認定しました。介護保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は、全会一致により認定しました。下水道事業会計剰余金の処分および決算は、全会一致で可決および認定しました。

本会議における委員長の審査結果報告

9月30日の本会議において、委員長から審査経過および結果が報告され、その中で、決算特別委員会で全会一致となった次の三つの観点から意見が付されました。

〇消防体制および地域防災体制の充実について

増加する救急需要や多様化する災害に的確に対応するため、人員の確保や資機材の充実などに努めるとともに、消防職員の労働環境改善のため、老朽化が進む消防署や出張所における浴室や仮眠室等の適切な管理および計画的な修繕

を早急に進めることを求める。

また、防災士の資格取得に係る補助制度の拡充に向けた検証を行うほか、大規模災害時においても消防分団が迅速に情報伝達を行えるよう、非常通信体制の構築を求める。

〇交通体系の維持および整備について

路線バスの廃止や減便により市民の日常生活に深刻な事態をもたらしていることから、定時運行の路線バスの維持に向けた取り組みを進めるとともに、地域特性に応じた新たな移動手段導入の方向性を早期に示すことを求める。

〇歳入について

市の付加価値向上と市民生活への還元のため、本市に適した持続可能な新たな財源創出策をスピード感を持って推進することを求める。

また、基金の確実かつ効率的な運用の観点から、安全性を確保しつつ、債券運用など運用利回り等により収益を増やす取り組みを求める。

討論・採決

委員長の審査結果報告後、5会派および1名の無所属議員から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き裁決を行った結果、一般会計、国民健康保険事業特別会計および公共用地先行取得事業特別会計の歳入歳出決算は多数の賛成により認定しました。大船駅東口市街地再開発事業特別会計の歳入歳出決算については、可否同数となり、議長裁決により認定しました。介護保険事業特別会計および後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算は全会一致により認定しました。下水道事業会計剰余金の処分および決算は全会一致により可決および認定しました。

9月11日、29日、30日開催 審査した内容（議案1件、報告事項8件、陳情13件）

報告事項 令和8年度海水浴場の開設結果について

本年度は7月1日から8月31日までの62日間、材木座、由比ガ浜、腰越の3海水浴場を開設し、好天等により来場者は昨年度比約47％増の65万6020人となったとのことです。マナー向上条例の周知や啓発を行うも注意回数は増加したため、引き続き周知に努めるとのことです。安全対策等ではファミリービーチの開設や遊具等の無料貸出を行い、水難事故は0件だったとのことです。また、ブルーフラッグ認証やAⅠカメラ活用の報告もありました。

なお、委員からは以下の要望が出されました。

- 防犯体制の強化：置き引きや盗撮増加に対し、警察連携と警備員の声掛け強化を行うこと
 - 利便性と安全の両立：海の家非利用者も安心できる貴重品預かり所の設置に向け協議すること
 - 受動喫煙対策：喫煙所の配置見直しと禁煙ルール of 周知を徹底すること
 - 市民益の還元：多額の市費投入を踏まえ、市民の健康増進等やりフレッシュに寄与する運営を行うこと
- 委員会では、報告事項について了承しました。

委員：吉岡（委員長）、大石（副委員長）、津野、児玉、森、日向

9月15日、29日、30日開催 審査した内容（議案10件、報告事項等8件、陳情3件）

議案第45号 鎌倉市職員等カスタマー・ハラスメント防止等に関する条例の制定について

令和7年6月に改正労働施策総合推進法が成立し、本年10月1日から全ての企業においてカスタマー・ハラスメント対策が義務化されました。

本市においても、令和7年度のコンプライアンス調査において、回答した職員の17.5％がここ1年間にカスタマー・ハラスメントと思われる威圧や人格否定を受けるといった言動を経験しており、深刻な実態が明らかになったとのことです。

このような状況を受け、カスタマー・ハラスメントに対し、職員個人の負担や現場の裁量に委ねる対応から、組織的な支援体制の下で、市として毅然とした対応および職員の安全を確保する仕組みを確立し、将来にわたり健全で円滑な市政運営と質の高い行政サービスを継続していくため、本条例を制定することです。

委員会では、本条例の対象に市職員のみならず、市が業務委託を行っている事業者の業務従事者も含めることが望ましいなどとの意見があり、採決を行った結果、多数の賛成により、原案を可決しました。

委員：重黒木（委員長）、岡田（副委員長）、加藤、中澤、松中、中村（聡）

観光厚生常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

建設常任委員会

教育こども常任委員会

9月14日、28日、29日開催 審査した内容（議案6件、報告事項7件、請願1件、陳情19件）

報告事項 歴史的風致維持向上計画第2期計画について

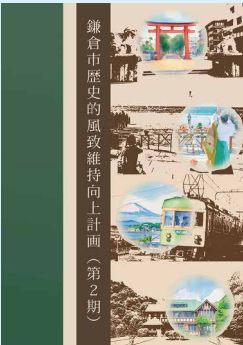
鎌倉市歴史的風致維持向上計画は、歴史まちづくり法に基づき、鎌倉の歴史的風致の維持・向上を目的として市が策定する計画で、本市では平成27年（2015年）12月に第1期計画を策定後、史跡や歴史的・文化的遺産の教育啓発活動の拠点整備、散策路の整備など、29の事業を推進してきており、第1期計画の期間が満了することから、第2期計画を策定するものです。

第2期計画では、第1期計画で位置づけた六つの歴史的風致を引き続き大切にしつつ、鎌倉の歴史や文化の特性をより丁寧に捉え直し、「鎌倉遊山にみる歴史的風致」を加えた七つの歴史的風致を対象としており、第1期の取り組みを継続するだけでなく、対象となる歴史的風致の見直し、重点区域の拡大、施策の体系化、建造物指定の充実を図ることで、鎌倉の歴史的風致を将来にわたって維持・向上させる内容としているとのことです。

委員会では、報告事項について了承しました。

※委員会審査終了後、9月30日付で、当計画が主務大臣の認定を受けた旨の発表がありました。

委員：岸本（委員長）、長嶋（副委員長）、上野、小野田、武野、池田



（第2期計画表紙）



（市HP）

9月10日、29日開催 審査した内容（議案3件、報告事項5件、陳情9件）

報告事項 令和9年度保育所等への入所状況について

令和9年4月1日を入所日とする保育所等への入所申し込みについて、受付方法や制度の変更が報告されました。

①入園の申し込みはオンラインが郵送で 昨年と同様に、申し込みはオンライン（e-kanagawa 電子申請）または郵送が基本となります。申し込み専用の特設窓口は設けません。

②入園後、職場復帰までの期間を延長 これまでは、保育所等に入園した翌月1日までに職場復帰する必要がありましたが、翌々月1日までに延長されます。これにより、子どもが保育所等に慣れるための「ならし保育」の期間を十分に確保できるようになります。

③育児休業中も、きょうだい児が保育園に通い続けられるように これまでは、出産に伴って育児休業を取得する場合、きょうだいが保育所等に通い続けるためには年齢などの条件がありました。令和9年度からは年齢制限を撤廃し、育児休業中もきょうだいが保育所等に通い続けられるようになります。

④市外在住で市内保育所等に勤務する保育士等の一次受付を可能に これまで、市外に住む方が鎌倉市内の保育所等に申し込む場合は、原則として二次受付からでした。

今後は、市内の保育施設などで働く保育士や幼稚園教諭については、一次受付から申し込めるようになります。保育士などの確保や、保育所等の受け入れ態勢の充実につなげることが目的です。また、保育を必要とする家庭が公平に入園できるよう、入園の優先順位を決める基準についても見直しが行われます。

委員会では、報告事項について了承しました。

委員：藤本（委員長）、細川（副委員長）、水上、岡崎、中村（て）、志田、前川